

預かり保育補助金の支給額算出方法

練馬区では、預かり保育の補助金について、下記の①～③に基づきその月の支給額を決定します。

- ① 11,300円までは国の無償化の範囲となるため、
国の計算方法 日額単価@450円×利用した日数で金額を算出。
- ② 1か月の支払額が11,300円を超える場合、3,700円を上限に助成する。
- ③ ①・②を合わせて月額最大15,000円までを上限として支給。

例) 定期利用で月額16,000円を支払い、その月の利用日数が20日の場合

- ① 国の制度に基づき@450円×20日=9,000円
- ② 区の独自助成で、11,300円と15,000円の差額3,700円
- ③ ①と②を足して12,700円を支給。



(以下試算) すべて保育の必要性がある方対象。

1 スポット (単価 1,000円) で月に15日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
15,000円	3,700円	6,750円	4,550円

2 定期 (月額13,000円) で月に18日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
13,000円	1,700円	8,100円	3,200円

3 定期 (月額16,000円) で月に20日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
16,000円	3,700円	9,000円	3,300円

その他

教育時間を含む預かり保育の提供時間数が8時間未満または開所日数200日未満の幼稚園を利用する場合、幼稚園の預かり保育のほか認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

補助額は国の制度 (上限月額11,300円) の範囲内で幼稚園の預かり保育 (450円×利用日数) を引いた額が上限となります